

## 南丹市地域自立支援協議会条例（抜粋）

### （設置）

第1条 南丹市における障害者の相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉のシステムづくりに関し、中核的な役割を果たし、障害福祉サービスの提供体制の確保及び関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議の場として南丹市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- （1）障害福祉サービス利用に係る相談支援事業の運営評価等に関すること。
- （2）困難事例への対応のあり方に関すること。
- （3）地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- （4）地域における障害福祉サービスの向上につながる社会資源の開発及び改善に関すること。
- （5）南丹市障害者基本計画及び障害福祉計画の作成、具体化に関すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、障害福祉向上のため必要と認める事項に関すること。

### （組織）

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験者 （2）保健福祉関係者 （3）障害福祉関係者
- （4）前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### （任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定は、委員の再任を妨げるものではない。

### （会長及び副会長）

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 協議会は、会長がこれを招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

～以下、省略～